

人権啓発、平和又は男女共同参画の推進に関する事業に係る宝塚市後援名義取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等が行う人権啓発、平和又は男女共同参画の推進に関する事業に係る宝塚市（以下「市」という。）の後援名義の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「後援」とは、市が事業の趣旨に賛同し、後援名義の貸与を行うことをいう。

(使用できる名義)

第3条 後援名義の使用を許可する名義は、「宝塚市」とする。

(後援の内容)

第4条 市が行う後援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 後援者として市の名義を使用すること。
- (2) 市広報誌に事業内容を掲載すること。
- (3) 市ホームページに事業内容を掲載すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項。

(許可の基準)

第5条 後援名義の使用を許可することができる事業は、次の各号のいずれかに該当する主催者が行うものでなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体及び公共的団体
- (2) 公共機関、学術機関、及びこれに準ずる団体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）
- (4) 特定非営利団体及びこれに準ずる団体
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と認める団体

2 後援名義の使用を許可することができる事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 広く市民を対象とし、人権啓発、平和又は男女共同参画の推進に寄与すると市が認めるもの
- (2) 公共性を有するもの
- (3) 営利を目的としないもの
- (4) 行政運営に支障をきたさないもの
- (5) 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でないもの
- (6) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団等とかかわりが無い又はそのおそれのないもの
- (7) 事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの
- (8) 公序良俗に反しないもの

(申請)

第6条 後援名義の使用の許可を受けようとするものは、後援名義許可申請書(様式第1号、以下「申請書」という。)及び後援事業収支予算書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じ、次に掲げる書類を提出させることができる。

(1) 事業の主催者の定款、寄附行為、規約、沿革その他団体の概要が分かる書類

(2) 事業の実施要綱、募集要項、収支予算書その他事業の内容が分かる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1号の申請をしようとする者は、原則として事業の開催日の14日前までに申請書を提出しなければならない。ただし、市広報誌への掲載を希望する場合は、掲載希望月の2か月前の初日までに申請書を市長に提出しなければならない。

(通知)

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、後援名義の使用の許可又は不許可を決定し、その旨を申請者に速やかに通知するものとする。

2 市長は、後援名義の使用の許可に際し、条件を付することができるものとする。

(変更の届出)

第8条 後援名義の使用の許可を受けたものは、当該許可を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(責任の所在)

第9条 後援名義の使用を許可する場合、当該事業に係る責任は主催者が負うものとし、市長が責任を負うものではない。

(経費の負担)

第10条 後援名義の使用を許可する場合、当該事業に係る物的又は人的な支援を市長は行わない。

(許可の取消)

第11条 市長は、後援名義の使用を許可した事業が次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義の使用の許可を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により許可を受けたとき。

(2) 許可の基準を満たさなくなったとき。

(3) 許可の条件を履行しなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、後援名義の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

(事業の報告)

第12条 後援名義の使用の許可を受けたものは、当該事業終了後30日以内に後援事業実施報告書(様式第4号)及び後援事業収支決算書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、必要に応じ、次に掲げる書類を提出させることができる。
 - (1) 事業のパンフレット、プログラム、収支決算書、記録写真その他事業の内容が分かる書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 市長は、後援事業実施報告書を提出しないものに対しては、以後の主催事業に対して後援名義の使用を許可しないことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

(男女共同参画に関する自己啓発活動の事業に対する後援の取扱いの廃止)

男女共同参画に関する自己啓発活動の事業に対する後援の取扱いは、廃止する。